

事務連絡  
平成30年7月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

子育て支援員研修事業及び職員の資質向上・人材確保等研修事業の積極的な実施  
について

平成30年度の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助に係る事前協議については、「平成30年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助申請に係る事前協議の実施について」（平成30年7月30日付け子子発0730第1号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）により依頼しているところですが、「子育て支援員の養成について」（平成28年11月2日付け事務連絡）や下記を踏まえ、子育て支援員研修事業及び職員の資質向上・人材確保等研修事業の積極的な実施について、ご検討くださいますようお願いいたします。

併せて、本事務連絡の趣旨について、管内市区町村に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 保育士等のキャリアアップに係る研修について

保育士等の処遇改善については、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、公定価格において、平成29年度より、技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算が創設され、今後、当該加算の要件に研修の受講が課されることとなっています。（平成30年度までは研修要件を課さず、次年度以降は職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。）

当該研修については、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修（以下「保育士等キャリアアップ研修」という。）として、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用

均等・児童家庭局保育課長通知)において研修内容等を定めており、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)の別添2「保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」により、保育士等キャリアアップ研修を補助対象としていますので、研修の実施に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 2 放課後児童支援員等資質向上研修事業について

放課後児童支援員の処遇改善については、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等を踏まえ、平成29年度から、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善を実施しています。

このうち、経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員に対する処遇改善については、一定の研修を修了した者を対象とすることとしていますが、この一定の研修は、局長通知の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「Ⅱ 放課後児童支援員等資質向上研修事業」に基づく研修又は同程度の研修で、市町村が適当と認める研修としていることから、放課後児童支援員等資質向上研修事業を活用し、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 3 地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業について

平成30年度より新たに地域子育て支援拠点に従事する中堅職員(「子育て支援員研修の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」により実施する子育て支援員研修のうち「地域子育て支援コース(地域子育て支援事業)」の研修を修了した者又は地域子育て支援拠点事業所に3年以上従事した者)に必要な知識・技能等の習得等資質の向上を図るために、「地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業」を創設しました。本研修事業の実施を通じて、地域子育て支援拠点において、経験年数等や求められる役割等に応じた職員の質の確保・向上を図るため、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。